

平成 25 年産米の生産数量目標の配分について

平成 25 年 2 月 18 日制定
東京都農業再生協議会

1 方針

東京都内の平成 24 年の耕地面積は 7,500ha(全国(4,549,000ha)の約 0.16%)で、毎年約 100ha の農地が失われ、水田についても改廃が続いている。

このような状況の中、東京都は、生産はもとより都市環境の改善などの多面的機能を有する、現存する農地を保全していくという基本的スタンスで農業振興施策を進めているところである。

特に雨水のかん養や子どもたちに対する食育の場となるなど多くの機能を持つ水田については、維持保全に努めているところである。

従って、東京都農業再生協議会としては、米穀の需給を保ちつつ、東京都内の水田を可能な限り維持する方向で配分ルールを定めることとする。

2 配分方法の基本的な考え方

- (1) 東京都では、農業者別水稻作付面積などの詳細な水田情報が不足しているため、農業共済への加入状況、J A・生産組合長等からの聞き取りなどにより、より多くの農業者に配分が行えるように、これらの情報の把握に努める。
- (2) 25 年産の配分方法については、(1) による情報把握と、農業者に対する戸別所得補償制度の周知徹底を図り、農業者からの申出に基づき、前年実績を踏まえた生産数量目標及び面積換算値を配分、通知する。
- (3) 生産数量目標の面積換算には、農林水産統計の東京都の 10a 当たり平年収量(411kg/10a)を用いる。
- (4) 具体的な配分数量については、東京都の 25 年産の生産目標面積 200ha(生産数量目標 810 トン)に対し、24 年産の東京都の水稻作付面積 161ha と 39ha 下回っているため、東京都内の水田において 24 年産の作付実績がある農業者については、その数量を配分する。

配分にあたり、東京都農業再生協議会において24年産の作付実績を把握していない農業者については、農業共済に加入している場合は、水稻共済引受実績で確認する。農業共済に加入していない場合は、農地基本台帳（または当該農地が確認できる図面等）の写し等の提出を受けるとともに、統計調査、販売実績等の資料、現地確認等により確認する。

(5) なお、東京都内の水田において24年産の作付実績を越える農業者については、当該農業者の申出に基づき、配分数量の調整を行う。この場合、配分の総数は25年産の生産目標面積200ha（生産数量目標810トン）の範囲内とする。

(6) また、(4)及び(5)に該当しない農業者への配分については、水稻共済引受実績または農地基本台帳（または当該農地が確認できる図面等）により水田等の把握を行うとともに、当該農地が存在する地域の配分ルールを参考に配分数量を決定する。

注：水稻作付面積、耕地面積については、農林水産統計の公表数字を使用。